

自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版 RPS 試案）の概要について

目的

枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資する。

自然エネルギー生産の定義

太陽光発電、風力発電、水力発電（一定規模以上のものを除く。）、地熱発電、バイオマス発電、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする発電、太陽熱利用、地熱利用、冷凍設備を用いた海水等の水を熱源とする熱利用、バイオマスを燃料とする熱利用、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用等

国等の責務

国、地方公共団体、自然エネルギー生産者、エネルギー供給事業者及びエネルギー使用者の責務を定める。

自然エネルギー供給目標の策定等

1 自然エネルギー供給目標

政府は、自然エネルギー供給の目標を定め、公表しなければならない。

2 自然エネルギー生産者の認定

自然エネルギー生産者は、経済産業大臣に申請して、その自然エネルギー生産が政令で定める基準に合する旨の認定を受けることができる。

電気供給事業者による買取り

電気供給事業者は、認定に係る自然エネルギー発電による電気の買取りを求められた場合には、回避可能原価以上の額で買い取るものとする。

自然エネルギー電力証書の提出義務等

1 自然エネルギー電力証書の提出義務

(1)電気供給事業者は、取得義務量の自然エネルギー電力証書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(2)(1)の取得義務量は、次に掲げる区分によりそれぞれその定める数量とする。

に掲げる電気供給事業者以外の電気供給事業者 年度分数量

前年度において(4)の申出をした電気供給事業者 年度分数量と当該申出に係る数量とを合算して得た数量

(3)年度分数量は、供給目標を段階的に達成するため各年度において供給されるべき自然エネルギー発電による電気の供給量の総量を基建として経済産業大臣が定める数量とする。

(4)電気供給事業者は、その年度分の自然エネルギー電力証書の提出期限までに、年度分数量の一定割を超えない数量の自然エネルギー電力証書の提出を翌年度において行う旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

(5)(4)の申出があった場合には、(3)にかかわらず、当該申出をした電気供給事業者のその年度分の年度分数量は、(3)の経済産業大臣が定める数量から付の申出に係る数量を控除して得た数量とする。

(6)(1)の自然エネルギー電力証書の提出は、その年度分又は前年度分として発行された自然エネルギー電力証書をもって行うものとする。

2 自然エネルギー電力証書の発行及び交付

(1)経済産業大臣は、認定を受けた自然エネルギー発電者に対し自然エネルギー電力証書を交付するものとする。

(2)自然エネルギー電力証書の交付数量は、自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気100kWhで除して得た数量に自然エネルギーの種類に応じて一定の数値を乗じて得た数量（廃棄物発電についてはその除して得た数量に当該廃棄物に占めるバイオマスに相当するものの割合を乗じて得た数量）とする。

3 政府による買入れ

政府は、あらかじめ経済産業大臣によって公表された買取価格で、自然エネルギー発電者が所有する自然エネルギー電力証書の買入れを行うことができる。

納付金の納付

(1)経済産業大臣は、 の3の自然エネルギー電力証書の買入れに要する費用等に充てるため、
 の1の(1)による取得義務量の自然エネルギー電力証書の提出をしなかった電気供給事業者から、自然エネルギー供給促進納付金を徴収する。

(2)(1)の納付金の額は、経済産業大臣の定める納付金単価に当該電気供給事業者の自然エネルギー電力証書の未提出数量を乗じて得た額に相当する額とする。

指定法人

経済産業大臣は、その指定する民法法人に、 の2の(1)及び3並びに の(1)の業務を行わせることができる。

補助

国は、認定に係る自然エネルギー生産で経済性の面における制約がある一定のものに対し、その設備の置について補助することができる。

その他

(1)系統連系に関する指針の策定、経済産業大臣による指導及び助言、五年以内における見直しその他必要な事項を定める。

(2)施行日前に締結された契約に基づき同日以後に売り渡される電気に係る自然エネルギー発電についても先行取組みが不利にならないよう移行措置を設ける。